

学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業（学校給食ファーム育成）実施要領

第1 趣旨

学校給食に県産農林水産物を使用することは、子どもが食材を通じて地域の自然や食文化等に理解を深めるだけでなく、県産農林水産物に親しむ機会を創出することで、県産県消の意識を醸成し、本県農業の振興につながるものである。

この要領は、学校給食への県産食材供給拡大を図るため、学校給食での使用頻度が高い農産物について、安定・継続的な生産出荷体制の構築の支援に必要な事項を定めるものとする。

第2 事業内容

学校給食での使用頻度が高い農産物について、安定・継続的な生産出荷体制の構築のため栽培実証ほを設置する。実施に関して必要な事項は、別記に定めるところとする。

第3 事業実施主体

市町、農業協同組合、集落営農組織、農業を営む法人、農業者の組織する団体（3戸以上の農業者で構成される団体で、代表者及び組織の運営等を定めた規約等を有していること。）、認定農業者、その他事業を遂行する能力があると農林水産部長が特に認める者

第4 事業の実施等の手続き

1 事業計画の作成

(1) 事業実施主体の長は、実施計画書（様式1号）を作成し、当該市町を所管する県民局（センター）長（以下「県民局長等」という。）あて提出するものとする（市町以外の事業実施主体の場合は、市町長を経由すること）。

なお、市町長は、市町以外の事業実施計画について、必要な指導及び調整を行うものとする。

(2) 県民局長等は、(1)の実施計画書の提出があった場合は、内容を審査し、適当であると認めた場合には農林水産部長に協議を行うものとする（様式2号）。

(3) 農林水産部長は、第2に定める取組内容に適したものを判断し、その結果を県民局長等に対して回答を行う（様式3号）。

(4) 県民局長等は、(3)の回答を受けた後、事業実施主体に対し、計画の承認通知（様式4号）を行う（市町以外が事業実施主体の場合は、市町長を経由すること）。

併せて、承認通知の写しを農林水産部長に提出するものとする（様式5号）。

2 事業計画の変更

事業実施主体の長は、次に掲げる事業計画の変更を行う場合は、あらかじめ承認を受けるものとし、申請手続きは、1に準じて行うものとする。

(1) 助成額の増

(2) 連携市町の追加及び変更、廃止

(3) 実証品目の追加及び変更、廃止

(4) 事業期間の延長

(5) 実証内容の変更であって農林水産部長が事業計画の変更が必要と認める事項

(6) その他農林水産部長が事業計画の変更が必要と認める事項

第5 事業の実績報告

- 1 事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月を経過する日又は事業実施した年度の年度末のいずれか早い日までに、実績報告書（様式6号）を作成し、県民局長等に報告するものとする（市町以外の事業実施主体の場合は、市町長を経由すること）。
- 2 県民局長等は、事業実施主体から1の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めた場合にはこれを受理し、実績報告書の写しを農林水産部長に提出する。

第6 事業の実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっての留意事項については、別記に定めるところとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月31日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年3月27日から施行する。
- 3 この要領は、令和8年3月30日から施行する。

(様式1号)

令和 年 月 日

〇〇県民局（県民センター）長 様

団体名称
代表者氏名
住 所
電話番号
E-mail アドレス

令和 年度学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業
（学校給食ファーム育成）実施（変更）計画の承認申請について

学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業（学校給食ファーム育成）実施要領
第4の1の(1)に基づき、実施（変更）計画書を提出します。

記

1 事業実施計画書

別紙「令和 年度学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業（学校給食ファーム育成）実施（変更）計画書」のとおり

(様式2号)

第 号
令和 年 月 日

農林水産部長 様

〇〇県民局長 (県民センター長)

令和 年度学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業
(学校給食ファーム育成) 実施 (変更) 計画の協議について

学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業 (学校給食ファーム育成) 実施要領
第4の1の(2)の規定により、関係書類を添えて協議します。

(様式3号)

第 号
令和 年 月 日

〇〇県民局長（県民センター長）様

農林水産部長

令和 年度学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業
（学校給食ファーム育成）実施（変更）計画の協議について（回答）

令和 年 月 日付け〇〇第 号で協議のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

（協議結果について、回答）

(様式4号)

第 号
令和 年 月 日

事業実施主体
代表者名 様

〇〇県民局長（県民センター長）

令和 年度学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業
（学校給食ファーム育成）実施（変更）計画の承認について

令和 年 月 日付けで提出のあった計画について、申請のとおり承認します。

(様式5号)

第 号
令和 年 月 日

農林水産部長 様

〇〇県民局長 (県民センター長)

令和 年度学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業
(学校給食ファーム育成) 実施 (変更) 計画の承認について

学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業 (学校給食ファーム育成) 実施要領
第4の1の(4)の規定により別添のとおり承認しましたので報告します。

添付書類
承認通知 (写し)

(様式6号)

令和 年 月 日

〇〇県民局（県民センター）長 様

団体名称
代表者氏名
住 所
電話番号
E-mail アドレス

令和 年度学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業
（学校給食ファーム育成）実績報告について

学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業（学校給食ファーム育成）実施要領
第5の1に基づき、下記のとおり報告します。

記

添付書類：様式1号別紙

「令和 年度学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業（学校給食ファーム育成）実績書」

**学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業（学校給食ファーム育成）
実施にあたっての留意事項**

第1 支援対象

支援対象とする取組は、実施要領に定める他、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 1 学校給食に県産食材を安定的・継続的に供給することを目的とし、複数年度計画で学校給食向け産地を育成する取組であること
- 2 事業実施主体と県内市町が連携し、栽培した農産物を学校給食に供給する体制が整っていること、または事業実施年度中に整う確証があること

第2 助成額・支援内容・対象経費

実施要領第2の1～3にかかる助成額・支援内容・対象経費は以下のとおりとする。

事業内容	助成額	支援内容	対象経費※
栽培実証ほ設置	100千円 (上限)	学校給食向けの栽培に適した機械化、品質向上、安定生産等の実証を目的とした試験栽培実証ほ(おおむね10a程度)の設置 (例)機械リース、生産資材(肥料、農薬、マルチ等)、種苗等	報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

※経費例

対象経費	経費例
1 報償費	講師謝金、日当等
2 旅費	講師旅費等
3 需用費	消耗品費、印刷製本費等
4 役務費	通信運搬費等
5 委託料	食品加工・製造委託料等
6 使用料及び賃借料	会議室、機械器具等の借上料等